

各務原市違反簡易広告物除却事務委任要綱

(平成18年8月3日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、「公園都市・かかみがはら」にふさわしい良好な景観形成のため、住民参加による簡易除却（屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項の規定による除却をいう。以下同じ。）に関する事務の委任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(ビューレンジャーの認定)

第2条 市長は、住民参加による簡易除却の推進の趣旨に賛同する団体で、簡易除却に取り組むことが適当であると認められる団体をビューレンジャーとして認定するものとする。

(認定の申請)

第3条 前条の認定を受けようとする団体は、ビューレンジャー認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 簡易除却推進員候補者名簿（様式第2号）
- (2) 簡易除却計画書（様式第3号）
- (3) 簡易除却を行う地域を示す地図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(認定の要件)

第4条 ビューレンジャーは、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 営利を目的としない団体であること。
- (2) 3人以上で組織する団体であること。
- (3) 原則1月当たり1日以上簡易除却を実施できる団体であること。

(認定書の交付)

第5条 市長は、ビューレンジャーを認定したときは、ビューレンジャー認定書（様式第4号）を交付するものとする。

(変更の届出等)

第6条 ビューレンジャーは、認定申請書及びこれに添付した書類に記載された事項に変更があったときは、ビューレンジャー変更事項届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 ビューレンジャーは、簡易除却に関する取組を廃止したときは、ビューレンジャー廃止届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（認定の取消し等）

第7条 市長は、次のいずれかに該当するときは、ビューレンジャーの認定を取り消すものとする。

（1）認定の要件を欠くに至ったとき。

（2）ビューレンジャーとしてふさわしくない行為があったときその他ビューレンジャーとして適当でないと認められるとき。

2 ビューレンジャー廃止届出書の提出があったときは、ビューレンジャーの認定は、その効力を失う。

（権限の委任）

第8条 市長は、簡易除却推進員候補者名簿の中から次の各号に掲げるすべての要件を備えている者を選任し、その者に法第7条第4項の規定により簡易除却の権限を委任するものとする。

（1）各務原市内に在住、在勤又は在学する者であること。

（2）年齢が18歳以上であること。

（3）市長が行う簡易除却に関する講習を受講した者であること。

（委任状）

第9条 委任は、委任状（様式第7号）により行うものとする。

（委任の終了）

第10条 市長は、次のいずれかに該当するときは、委任を取り消すものとする。

（1）委任を受けた者（以下「簡易除却推進員」という。）から申し出があったとき。

（2）選任の要件を欠くに至ったとき（簡易除却推進員候補者名簿に搭載されなくなったときを含む。）。

（3）簡易除却推進員としてふさわしくない行為があったときその他簡易除却推進員として適当でないと認められるとき。

2 委任は、前項に定めるもののほか、次のいずれかに該当するときは終了するものとする。

（1）ビューレンジャーからビューレンジャー廃止届出書の提出があったとき。

（2）ビューレンジャーの認定が取り消されたとき。

（身分証明書の交付等）

第11条 市長は、委任をしたときは、簡易除却推進員に身分証明書（様式第8号）、腕章（様式第9号）その他市長が必要と認める物品を交付するものとする。

2 簡易除却推進員は、委任が終了したときは、前項の物品を市長に返還しなければならない。

（簡易除却推進員の報酬）

第12条 簡易除却推進員は、簡易除却を無償で行うものとする。

（講習の実施）

第13条 市長は、簡易除却に関する知識を習得させるため、簡易除却推進員になるうとする者に対し講習を実施するものとする。

（保険への加入）

第14条 市長は、簡易除却推進員及び簡易除却推進員候補者を保険に加入させるものとする。

（簡易除却の実施等）

第15条 ビューレンジャーは、簡易除却の実施をするときは、事前にその日時及び場所を市長に連絡するものとする。

（簡易除却において遵守すべき事項）

第16条 簡易除却を行うときは、次の事項を遵守しなければならない。

（1）簡易除却推進員は、身分証明書を携帯するとともに腕章を着用すること。

（2）2名以上で実施すること。

（3）夜間は実施しないこと。

（4）除却してよいかどうか不明確な違反広告物があるときは、除却せず、市長へ連絡して確認をとること。

（5）違反広告物（はり紙を除く。）は、破損しないように取り扱うこと。

（6）簡易除却中に問題が発生したときは、直ちに市長へ連絡すること。

（7）その他市長の指示に従うこと。

（実施結果の報告等）

第17条 ビューレンジャーは、簡易除却を実施したときは、速やかに簡易除却実施報告書（様式第10号）により市長に報告するものとする。

2 ビューレンジャーは、除却した違反広告物（はり紙を除く。）を取りまとめ、市長へ引き渡すものとする。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

ビューレンジャー認定申請書

年 月 日

（あて先）各務原市長

団体の所在地

団体の名称

代表者の住所

代表者の氏名

電話番号

各務原市違反簡易広告物除却事務委任要綱第 2 条の規定によるビューレンジャーの認定を受けた
いので、同要綱第 3 条の規定により関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- 1 簡易除却推進員候補者名簿（様式第 2 号）
- 2 簡易除却計画書（様式第 3 号）
- 3 簡易除却を行う地域を示す地図
- 4 その他参考となる書類

簡易除却推進員候補者名簿

団体名

番号	氏名	住所	生年月日	電話番号

（注）この名簿は、各務原市違反簡易広告物除却事務委任の目的以外には使用しません。

簡易除却計画書

団体名

簡易除却を行う地域	
主な活動予定日	
除却した違反広告物の一時保管場所	
実施の方法等	

ビューレンジャー認定書

第 号
年 月 日

様

各務原市長 印

各務原市違反簡易広告物除却事務委任要綱第 2 条の規定により、下記のとおりビューレンジャーとして認定します。

記

- 1 簡易除却を行う地域
- 2 認定番号

ビューレンジャー変更事項届出書

年 月 日

（あて先）各務原市長

団体の所在地

団体の名称

代表者の氏名

ビューレンジャー認定申請書及びその添付書類に記載された事項に次のとおり変更があったので、
各務原市違反簡易広告物除却事務委任要綱第 6 条第 1 項の規定により届け出ます。

変更箇所	変更の内容	
	変更前	変更後

様式第 6 号（第 6 条関係）

ビューレンジャー廃止届出書

年 月 日

（あて先）各務原市長

団体の所在地

団体の名称

代表者の氏名

下記のとおり簡易除却に関する取組を廃止したので、各務原市違反簡易広告物除却事務委任要綱第 6 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 廃止の日

年 月 日

2 廃止の理由

委任状

様

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、各務原市屋外広告物条例（平成 18 年条例第 20 号）に違反するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の除却の権限を委任します。

なお、この委任は、市長が取り消す場合のほか、次のいずれかに該当するときは終了するものとします。

- 1 あなたが所属するビューレンジャーから簡易除却に関する取組の廃止の届出があったとき。
- 2 あなたが所属するビューレンジャーの認定が取り消されたとき。

年 月 日

各務原市長

印

（表）

第	号
身分証明書	
団体名	
氏名	
生年月日	年 月 日生
上記の者は、屋外広告物法第 7 条第 4 項の規定に基づき、各務原市屋外広告物条例に違反するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の除却の権限を委任された者（各務原市違反簡易広告物除却事務委任要綱による簡易除却推進員）であることを証する。	
年 月 日	
各務原市長	印

（裏）

注意事項	
1 簡易除却を行うときは必ずこの身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは提示してください。	
2 この身分証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはいけません。	
3 この身分証明書を紛失したときは、速やかに届け出てください。	
4 簡易除却推進員でなくなったときは、速やかに返却してください。	
5 簡易除却中に問題が発生したときは、直ちに次に電話してください。	
各務原市	部 課 係
電話	（内線 ）

簡易除却推進員

各務原市

注 色彩は、地が黄色、文字が黒色とする。

簡易除却実施報告書

年 月 日

（あて先）各務原市長

団体の所在地

団体の名称

代表者の氏名

次のとおり簡易除却を実施しましたので、各務原市違反簡易広告物除却事務委任要綱第 1 7 条第 1 項の規定により報告します。

除却日	除却場所	除却実績					従事者数
		はり紙	はり札等	立看板	広告旗等	計	
		件	件	件	件	件	人

※除却した広告物の位置図を添付してください。